

CELM シリーズ商品取引開始申込書 兼 商品取扱規約

株式会社グラツィア代表取締役 南代鮎美 殿（以下、株式会社グラツィア及びその子会社等関連会社等を「メーカー」という。）

注文者（以下、「買主」という。）は、以下に定める商品取扱規約（以下、「本規約」という。）に同意し遵守しますので、本規約に基づく商品取引開始を申込みます。これに対して、メーカーを代表して株式会社グラツィアより申込を承諾し、合意が成立した旨の電磁的記録が作成され電子署名が施されたので、各自この合意を証する電磁的記録を保管する（株式会社グラツィアが承諾し合意が成立した日 年 月 日）。

| | |
|---------|------------------------|
| 申込年月日 | |
| 事業者名 | |
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 電話番号 | |
| 代表者氏名 | 代表 [Ⓜ] 又は氏名自署 |
| 仕入担当者氏名 | |
| メールアドレス | |
| WEB サイト | |

商品取扱規約

第1条(目的)

- 本規約は、メーカーが取扱う、化粧品、美容機器、そのほか商材（以下、「商品」という。）のクオリティ維持及びブランドイメージ保全を目的とします。
- 本規約の適用対象となる商品は、メーカーが別紙にて定めます。

第2条(施設基準)

買主は、以下にあげるような施設を有し、顧客に対して、美容に関するカウンセリングを適切になしうるとメーカーから認定されたものでなければならない。

- 病院
- クリニック
- 診療所・助産所
- 鍼灸院・整体院・接骨院
- 薬局
- その他医療機関

第3条(研修受講義務)

- 買主は、商品のクオリティ維持及びブランドイメージ保全するため、スタッフにメーカーの定める研修を受講させる義務を負います。
- 前項の研修を受講したスタッフ1名以上配置しない買主では、商品販売をすることができません。ただし、初回の研修については、商品取扱申請の日から3ヶ月に限り、受講の義務を免除し、その間は商品販売をすることができます。
- メーカーは所定の研修を受講した買主に、受講を証する「CELM 正規取引認定証」を交付します。
- 研修内容、研修の受講料、及び認定証の取扱い等は、メーカーが定めるところに従います。

第4条(販売方法)

- 買主は、商品のクオリティ維持及びブランドイメージ保全するため、対面を基本とした十分なカウンセリング及び商品の使用方法等の説明（以下、「対面カウンセリング」という。）によっ

てのみ商品を販売します。

- 買主は、商品を自らの顧客以外の者に向けて販売しません。買主の施設及び買主が運営するサイトのみで自らの顧客へ販売できるものとし、それ以外の Web 媒体、フリーマーケットその他の販売手段により自らの顧客やそれ以外の者に向けて商品を販売しません。
- 買主は最終消費者でない第三者への商品販売を行うことができません。
- 買主はサンプル品として提供を受けた商品については、第三者への販売を行いません。
- 買主は、本品に関するクレーム又は副作用が発生した場合、直ちにメーカーへ報告します。また、本品提供後の顧客の肌トラブルについては、買主の施設で治療等の対応をします。

第5条(買主登録取消)

- メーカーは、買主に、以下の事由を認めた場合は、通知によって、買主である旨の登録を取り消します。
 - 本規約のほか、メーカーとの契約、規約、又は誓約等に違反する事実の発生
 - 法令違反若しくは公序良俗違反に当たる事実の発生
 - 買主における業務停止
 - 買主基準を充足しなくなったこと
 - メーカーからの、報告又は資料提出要求に応じないこと
 - 差し押え、仮差し押え、競売処分、破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始又は申し立てを受けたとき
 - 破産、民事再生、会社更生の適用申請を行ったとき
 - 支払停止又は支払不可になったとき
 - 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - メーカーの信用を著しく毀損し又は毀損するおそれがあるとき
 - 法人解散、営業の廃止、合併、営業権に影響のある株式構成の変化、又は著しい組織変更等により買主として存続させることが、適当ではないと認められるとき

- 買主は、買主である旨の登録の取消により、直ちに、買主の権利及びメリットを失い、メーカーから貸与された認定証、買主認定証、資料、及び、物品等一切のものをすみやかに返却し、以降、インターネットを含めた、商品に関する一切の広報宣伝を行わないものとします
- 販売店は、買主の登録の取消を受けた場合は、以降、このことを理由に、商品の供給を中止されても異議を申し立てないものとし、これに伴う一切の損害賠償請求を行いません。

第6条(取引条件)

- 買主は、別紙に定める掛率に従い、メーカーから商品を仕入れることができます。
- 買主からの商品代金の支払いは、原則として、商品の納品前に振込若しくはクレジットカードにより決済するか、又は、代引きにて支払うものとします。掛売りを希望する買主は、別途、所要の契約締結を要します(掛売りができない場合もあります)。
- 送料について商品代金が消費税抜きで50,000円以上の場合、メーカーが負担し、その他の場合は、買主が負担するものとします。
- 買主とメーカー間の取引は、買主がメーカーに対して発注を行い、メーカーが当該注文を承諾したときに成立します。買主は、買主の注文を承諾することをメーカーが保証しておらず、メーカーの裁量にて注文の諾否を決定できることを承認し、メーカーが注文を承諾しないことについて異議を申し立てず、損害賠償を請求しません。
- 商品の所有権は、メーカーが買主に出荷した時点で買主に移転します。
- 買主は商品受領後ただちに納品物を確認し、誤発注がある場合、受領後5日以内(受領日を含む)に返品をメーカーに申し入れることとします。返品費用は買主の負担とします。買主は開封後の商品については返品の対象にならないことを承諾します。

第7条(内部資料の取扱)

買主は、メーカーから提供された、アナログ又はデジタルを問わず、カタログ、チラシ、ポスター、商品説明書、研修マニュアル、販売ツール等の資料に含まれる、文章、表、写真、イメージ図、ロゴ、又は、これらに限らず、これらとともに知的財産権又は営業上の秘密として保護されるものを、メーカーの事前承認を得ずに、その全部又は一部を、複製等して利用しないものとします(インターネット上の利用も含む)。

第8条(秘密保持)

買主は、本規約の存在、本規約の内容、及び、本規約に基づき知り得た一切の事項を秘密として扱い、当該秘密を第三者に開示しないものとします。

第9条(個人情報保護)

- メーカー及び買主は、本規約に基づき取得した個人情報一切を、個人情報保護法及びメーカーが定めるプライバシーポリシーに従い、適切に扱うものとします。
- メーカーは、買主に対して、個人情報の扱いに関して適切な助言・指導をなすものとし、買主はこれに従うものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

- メーカー及び買主は、相互に、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員等の反社会的勢力に、該当しないこと、自己の名義を使用させていないこと、及び、経営が実質的に支配されていないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
- 前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができ、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第11条(損害賠償)

買主は、本規約に違反してメーカーに損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

第12条(消費税インボイス制度開始に伴う協力)

メーカー及び買主は、消費税インボイス制度開始に伴い、新たな事務処理を生じたり、仕入れ掛率や特典等の調整を要したりする場合は、相互に協力するものとします。

第13条(変更及び廃止)

- メーカーは、本規約及び本規約に基づく別紙を、いつでも変更することができるものとする。
- メーカーは、本規約が営業上適切でないと判断した場合は、いつでも廃止できるものとします。

第14条(電磁的記録による通知)

メーカー及び買主は、書面による通知に代えて、メール等の電磁的記録により相手方に通知できるものとします。

第15条(準拠法及び裁判管轄)

本規約の解釈および適用は日本国法に準拠し、本規約及び商品に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(お問い合わせについて)

本規約に関するお問い合わせは、株式会社グラツィアまでご連絡下さい。

(営業時間：平日 10:00~17:00 TEL：03-5957-1531)